

The logo for SOFTIC, featuring the word "SOFTIC" in a bold, black, sans-serif font. A small red triangle is positioned above the letter 'I'. The logo is enclosed within a blue rectangular border.

一般財団法人 ソフトウェア情報センター
Software Information Center

IoT時代におけるOSSの利用と法的諸問題及び留意点

- 想定事例による検討 -

平成30年2月28日(水)

IoT時代におけるOSSの利用と法的リスク等に関する検討委員会・編著

想定事例 I

「組込み型」OSSの利用に関する法的諸問題及び留意点

1. 事実関係
2. 当事者相関図
3. システム構成
4. 第一事件 -ソースコード提供義務-
5. 第二事件 -製造物責任-
6. 第三事件 -国際的な著作権侵害係争-

1. 事実関係

■ 取引関係

PR社（日本企業）は、小型プリンタ（完成品）を製造するメーカーであり、小型プリンタを日本国内で販売するとともに、海外にも輸出し、米国のユーザに販売している。

そのプリンタには、半導体部品を製造をしているTWD社（台湾企業）の電源管理装置（部品）が搭載されている。PR社とTWD社間では、その部品の継続的な供給契約（製造委託契約）が締結されている。その電源管理装置には、TWD社が開発するソフトウェアが組み込まれて作動する設計であり、PR社はTWD社にそのソフトウェアの開発も委託していた。

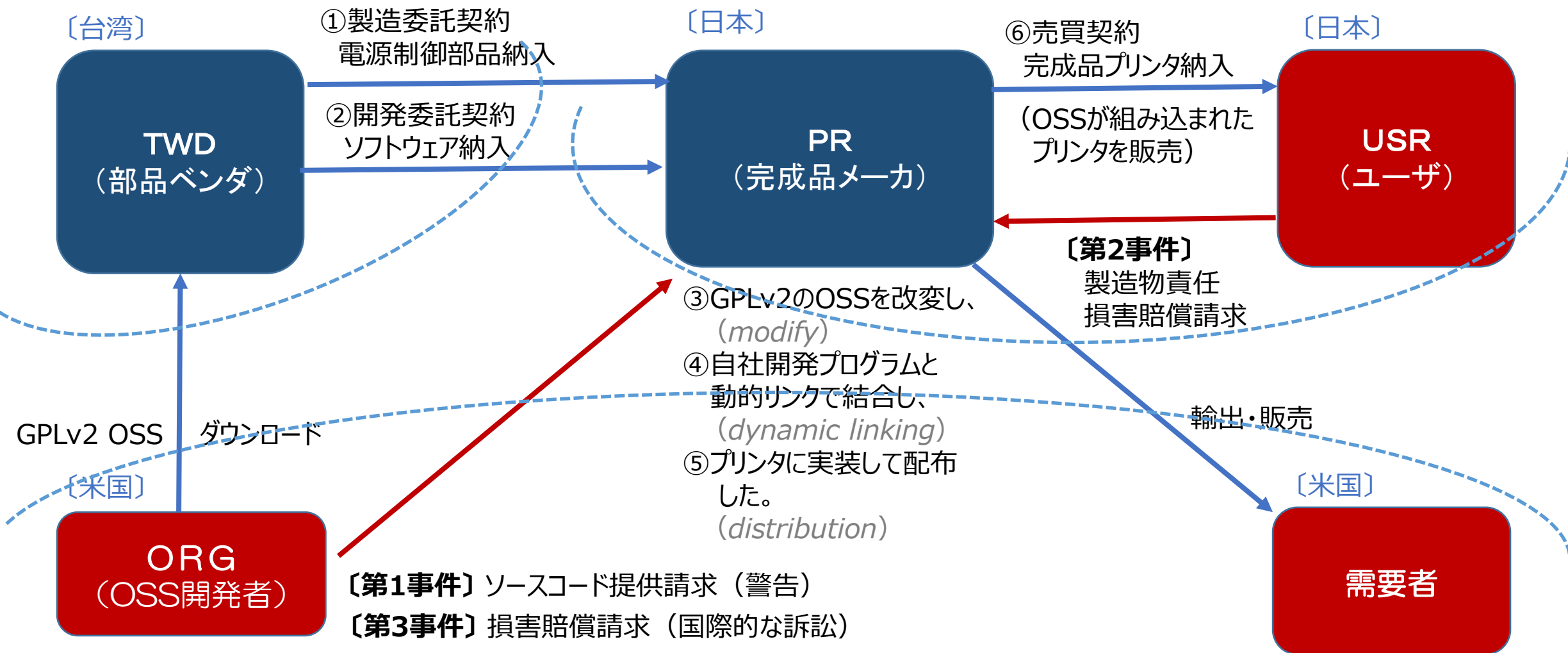
TWD社は、GPLv2のライセンスが適用されるOSSを米国の開発コミュニティ「ORG」のWebサイトからダウンロードして使用し、電源管理装置のソフトウェアを開発していた。PR社とTWD社の間においては、ソフトウェアの開発委託契約が締結されており、その契約条件として、無保証のOSSを利用してよいことが合意されていた。

TWD社は、電源管理装置とともにソフトウェア（ソースコードを含む）をPR社に納入した。しかし、TWD社は納入品の構成部品一覧をPR社に提供しなかったため、PR社は、そのソフトウェアがGPLv2のOSSを含むことを認識できなかった。

PR社は、自社開発しているプリンタにそのソフトウェアを適合させるため、OSSの一部を改変し、独自開発したプリンタ制御プログラムAPLと動的リンクで結合し、ファームウェアにプログラムを書き込んで、プリンタに組み込んでいた。

ある時、PR社は、日本国内の企業ユーザUSR社にプリンタを販売した。なお、プリンタには、1年間は故障したら無償で修理・交換する保証書が付けてられていた。

2. 当事者相関図



3. システム構成図 -GPLv2伝搬性判断基準-



[] : 適用ライセンス

■ 独自開発ソフトのプログラムに、GPLプログラムをロードして実行するためのコードが記述されている。その部分を実行する段階でGPLプログラムがメモリ空間内にロードされてリンクされる。



■ 全体として一つのプログラム (a single work as a whole) として動作することになる。



■ GPLv2の派生物 (work base on the Program : derivative works) としてライセンスが伝搬し、独自開発ソフトもGPLv2の条件を遵守する必要がある。

4. 第一事件 –ソースコード提供義務–

■ プリンタを購入したユーザUSR社は、自社で開発した情報システム・ネットワークにプリンタを接続し、節電のために管理する目的で、プリンタの電源管理ソフトウェアを解析したところ、GPLv2のOSSが使用されていることがわかった。そこで、販売元のPR社に対して、電源管理ソフトウェア（PR社の改変部分および独自開発ソフトウェアを含む）のソースコードの提供を請求した。

しかし、PR社の担当者は、プリンタに実装されているソフトウェアのソースコードは会社の営業秘密だと考えて、USR社の請求を拒否した。USR社は、6カ月間に数回請求し続けたが、PR社が応じないため、PR社がGPLのライセンス条件に違反していることをSNSに投稿して公表した。

そのSNSを見たPR社の技術担当社員は、そのソフトウェアのソースコードを目視でチェックしたが、OSSが使用されている事実を認めることができなかった。そのため、PR社は、ソースコードの提供義務はないと判断し、USR社に何も対応しないで放置した。

その後、SNSを見てプリンタを購入・解析した開発コミュニティのORGは、PR社に対して、GPLのライセンス条件に違反していると主張し、ライセンスの提示や著作権表示を行うこと、およびソースコードの提供を請求するとともに、ソフトウェア解析費用を損害として賠償請求する旨の警告状を送付した。

【Question】 PR社は開発コミュニティORGに対してソースコードを開示する義務があるか？

■ ポイント

- (1) OSSライセンスの法的性質、GPLの留意点
- (2) ライセンス条件違反の場合の法的責任
- (3) 著作権法とGPLv2が独自開発プログラムに派生（伝搬）する判断基準

5. 第二事件 -製造物責任-

■ ユーザUSR社が10カ月ほどプリンタを継続的に使用していたところ、プリンタの電源管理装置から発火し、プリンタが全焼するとともに、オフィスの壁が焼け焦げてしまった（なお、人身傷害はない）。そこで、USR社は、プリンタの製造元であるPR社を被告として、プリンタ製品に欠陥（通常有すべき安全性を欠くこと）があると主張し、製品購入代金の全額返還と延焼したオフィスの修理代を損害として賠償請求する訴えを東京地方裁判所に提起した。発火元はプリンタの電源管理装置であり、発火の原因はTWD社が納入した電源管理装置を制御するソフトウェアのバグに因って、過電流が発生したためであった。

【Question】 USR社の請求は、認められるか？（PR社は、損害賠償責任を負うか？）

■ ポイント

- (1) 総論： OSSは、現状有姿（AS IS）で提供され、無保証
- (2) オフィスの壁の焼け焦げについて： ソフトウェア（有体物でない）が実装された電源管理装置を含むプリンタ（有体物）の欠陥に因る拡大損害について、完成品プリンタ・メーカーPR社がユーザUSR社に対して負う損害賠償責任
- (3) プリンタ製品の代金について： 無保証のOSSを組み込んだ完成品プリンタ・メーカーPR社がユーザUSR社に対して負う損害賠償責任
- (4) 企業の管理体制： OSSを利用する場合の品質保証上の留意点、サプライチェーンの管理と契約

6. 第三事件 –国際的な著作権侵害係争–

■ 第一事件（ソースコード提供義務）において、PR社は、OSS開発コミュニティORGからの警告を無視した。そこで、ORGのOSS開発者は著作権者として、PR社に対し、訴訟を起こした。

ORGは、その理由として、GPLv2の違反によりライセンスが解除され、PR社はOSSの使用権原を失ったため、プリンタの電源管理装置を製造販売する行為は、OSS開発者の著作権（複製権および譲渡権等）を侵害すると主張した。そして、ORGは、損害賠償として、米国内でのプリンタの販売実績に対して、（GPL以外の）有償ライセンスで通常支払うべき実施料相当額の支払いをPR社に請求した。

提訴した裁判所は、ORGの本部があるアメリカ合衆国テキサス州東地区の連邦地方裁判所であった。

【Question】 テキサス州の連邦裁判所は、この訴訟を審理判断できるか？
どこの国の法律で裁判されるのか？

■ ポイント

- (1) OSSライセンス条件違反と著作権侵害
- (2) 国際裁判管轄
- (3) 準拠法